

平成十五年五月二十七日提出
質問第八五号

生命保険の予定利率の破綻前引き下げに関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

生命保険の予定利率の破綻前引き下げに関する再質問主意書

生命保険の予定利率を破綻前に引き下げることに関してお尋ねする。

一 金融庁は、予定利率を破綻前に引き下げたケース（契約条件変更の機械的な試算）と、破綻処理したケース（破綻の場合の機械的な試算）において、保険受け取り金を比較した表を公表した。その試算はいずれも破綻処理したケースの方が保険受け取り金が少なくなるという一方的な試算となっている。

破綻処理したケースの方が保険受け取り金が多くなる場合もあると考えるが、いかがか。

前回頂いた答弁書には、明確な回答が無い。多くなる場合もあるのか、否か、可能性を端的に答弁頂きたい。

前回の答弁書にはまた「両者を単純に比較することは適当ではないと考える」としているが、単純に比較した試算表を作成して配布したのは金融庁そのものである。誠意ある答弁を求める。

二 仮に予定利率を破綻前に引き下げる措置が整った場合、生保ごとに、いわゆる三利源の数字を公表すべきと考えるか。前回の答弁書では、本質問に対する回答が抜け落ちている。きちんとした答弁を頂きたい。

右質問する。